

令和4年度第1回愛知県都市計画審議会

令和4年7月15日（金）午後2時

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

【事務局（都市計画課主査 河合洋岳）】

定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開催に当たりまして、事務局からお知らせがございます。

愛知県では、5月1日から10月31日までをさわやかエコスタイルキャンペーン実施期間とし、軽装・ノーネクタイを励行しております。本日の審議会におきましても、幹事及び事務局はノーネクタイとさせていただきます。各委員の皆様にも御協力を呼びかけております。どうぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、傍聴される方へのお願いです。

本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。携帯電話は、電源を切っていただくかマナーモードにしてくださいようお願い申し上げます。録画録音等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。以上、注意事項をお守りいただき傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは初めに、愛知県都市・交通局長より一言御挨拶を申し上げます。

【都市・交通局長 金田学】

皆さん、こんにちは。愛知県都市・交通局長の金田でございます。

本年度第1回の都市計画審議会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙の中、また、足元の悪い中、秀島会長はじめ委員の皆様方には御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の都市計画行政の推進に格別の御理解、御支援をいただいておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、この都市計画審議会を経て都市計画決定した街路事業や公園事業並びに土地区画整理事業などを計画的に進めるとともに、2019年には市町村まちづくり支援窓口を開設し、市町村の個性あるまちづくりの取組に積極的な支援を行っているところでございます。

本日は、市街化区域への編入、都市計画道路の見直しなどの議案について御審議をお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見や御助言を多数お寄せいただきますようお願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいいたします。

【事務局（都市計画課主査 河合洋岳）】

ありがとうございました。

なお、金田局長におきましては、公務の都合によりここで退席させていただきます。

続きまして、当審議会の会長を務めていただいております秀島会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

会長の秀島でございます。一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和4年度第1回愛知県都市計画審議会の開催に当たりまして、大変お忙しいところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、それぞれの御専門の見地から活発に御意見をいただきますとともに、議事が円滑に進行いたしますよう、御協力のほどお願いいいたします。

これをもって挨拶に代えさせていただきます。

【事務局（都市計画課主査 河合洋岳）】

ありがとうございました。

ここで、本日の会議で使用する資料について御説明させていただきます。

資料は、ペーパーレス化により、全てタブレットにございますので、御協力をよろしくお願いいいたします。なお、資料にメモ書きをなさりたい場合には、別途、紙の資料も用意しておりますので、職員にお申しつけください。

傍聴人の方には、申し訳ございませんが、タブレットの御用意はございませんので、お手元の紙の資料を御使用ください。

続きまして、タブレットの操作方法について御説明させていただきます。正面の職員が操作を示しますので、御覧ください。

お手元のタブレットの画面が暗くなっている方は、下の丸いボタンを1回押してください。そうしますと画面が起動します。

もう一度ボタンを押していただくと、本日使用する全ての資料の一覧が表示されます。

表示されない場合は、職員にお声がけください。よろしいでしょうか。

今度は、左上から2番目にあります「1 第1号議案」と書かれた資料をタップしてください。そうしますと画面に議案が表示されます。

画面を左右にスライドしていただきますと、ページを進めたり戻したりすることができます。また、2本指で広げたりつまんだりすると、画面を拡大したり縮小することができます。画面をつまんで縮小の操作を続けていただきますと、全てのページ一覧が表示されます。ここで御覧になりたいページをタップしていただくと、目的のページに素早く移動することができます。また、画面左上の矢印マークをタップしていただきますと、最初の資料の一覧に戻ることができます。左上の矢印が表示されていない場合は、画面の中央をタップしていただきますと矢印が表示されます。

それでは、左上の矢印をタップしていただき、最初の一覧画面にお戻りいただけますでしょうか。

なお、位置図や図面につきましては、正面に設置してございますモニターにて表示をさせていただきます。

次に、マイクの使用方法について御説明させていただきます。

御発言の際には、マイク、右下のボタンを押してから御発言ください。ランプが点灯し、マイクのスイッチが入ります。御発言を終えられましたら、再びマイクのボタンを押してスイッチを切っていただきますようお願いいたします。また、音声が聞き取りにくい場合がございますので、なるべくマイクに近づいて御発言いただきますようお願いいたします。不具合や御不明な点がございましたら、職員にお声がけください。

さて、本年度、委員の方に異動がございましたので、御紹介申し上げます。

タブレットの画面が黒くなっている方は、丸いボタンを1回押して起動させてください。さらにもう一度ボタンを押していただき、資料の一覧を表示させてください。

次に、左上の「0 次第等」と書かれた資料をタップしてください。開いていただけましたでしょうか。画面を右から左にスワイプしていただき、2項目を開いていただきますと、「愛知県都市計画審議会 委員名簿」が表示されますので、御覧ください。

新たな委員を御紹介申し上げます。

まず、関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました中部地方整備局長の稲田雅裕委員でございますが、本日は所用により御欠席でございます。代理として油井康夫事務調整官に御出席いただいております。

次に、市町村の長を代表して委員をお願いいたしました豊田市長の太田稔彦委員でございますが、本日は所用により御欠席でございます。

そして、県議会の議員として委員をお願いいたしました、神戸健太郎委員でございます。杉江繁樹委員でございます。杉浦正和委員でございます。鈴木まさと委員でございます。嶋口忠弘委員でございます。犬飼明佳委員でございます。

また、本日の議案に市街化区域に関連する案件がございます。当案件につきましては、臨時委員の方々に御出席をお願いしておりますので、御紹介申し上げます。

愛知県農業協同組合中央会会長の長谷川浩敏委員でございます。愛知県農業会議副会長の齋藤種治委員でございます。愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の中根俊樹委員でございます。

次に、本年度の幹事の御紹介でございます。

3項目に愛知県都市計画審議会幹事名簿がございますので、御紹介はこの名簿をもって代えさせていただきます。

ここで、本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、本日の審議会は成立いたします。

それでは、議事に進みたいと思います。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることになっておりますので、秀島会長、進行のほどよろしく願いいたします。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者として、田川佳代子委員、神戸健太郎委員を指名いたします。

また、先ほど事務局から御紹介がありました委員のうち、次の方々を愛知県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして当審議会常務委員会委員に指名いたします。

関係行政機関の職員として委員をお願いしました稲田雅裕委員、市町村の長を代表して委員をお願いしました太田稔彦委員、県議会の議員として委員をお願いしました委員のうち、神戸健太郎委員、鈴木まさと委員、犬飼明佳委員、以上の方々を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

本日御審議いただきますのは、第1号議案「西三河都市計画区域区分の変更について」から第6号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」までの6議案でございます。

それでは、第1号議案「西三河都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課課長 木村昌博】

愛知県都市計画課長の木村でございます。第1号議案「西三河都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。

失礼して、着座して説明させていただきます。

まず、お手元のタブレットを御覧いただきたいと思います。次第等のファイルを閉じていただきまして、「第1号議案」をタップしていただきますようお願いいたします。

今回、議案ごとに、議案書、議案概要説明書及び図面を1つのファイルに取りまとめております。

図面を順次スワイプしていただきますと、議案書は1枚目から5枚目、議案概要説明書は6枚目にあります。図面は7枚目から8枚目、2枚にわたっております。

説明は、机上のモニターの画面に映し出して説明させていただきます。タブレットの資料につきましては適宜御覧いただきますようお願いいたします。

なお、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書の1ページ目から5ページ目、議案概要説明書の1ページ目、図面は第1号議案の図面番号1及び2が該当となっております。

いずれも、第1号議案という肩書がありますので、それらを確認して御覧ください。

それでは、まず図面をモニターに表示していただきまして、第1号議案で御審議いただく西尾市駿馬瀬戸地区の市街化区域の編入について御説明いたします。

モニターに出ておりますのは総括図でございます。

西三河都市計画区域は、右下に図面がありますが、岡崎市と西尾市などを含めた区域となっております。そのうち、赤く四角で囲ったエリアを拡大したものをモニターに表示しております。

今回、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行う区域につきましては、画面中央、赤色斜線で示しております駿馬瀬戸地区、面積が約51.7haの区域でございます。

当該地区は、画面上部、青色線で示しております都市計画道路名豊道路、一般国道23号の西尾東インターチェンジから南東方向へ約3.6kmに位置しております。交通利便性が

非常に高い地区となっております。

次に、区域区分の変更を行う理由等について説明させていただきます。

モニターには計画図を映しております。

駁馬瀬戸地区の区域を赤色の斜線で示しており、この地区は工業系用途に定められた工業用地に隣接しております。西尾市の都市計画マスタープランにおいて、「新たな工業用地の計画的な整備」を図ると位置づけられております。また、西尾市が令和元年6月に決定した地区計画に基づき、愛知県企業庁による工業用地の開発が行われる区域等であり、計画的な市街地整備が確実であるため、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、工業地域として容積率200%、建蔽率60%を、今回の区域区分の変更に合わせて西尾市が定めることとしております。

以上、これらの案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、令和4年4月8日から4月22日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき西尾市に意見照会したところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第1号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

ここで、区域区分に関する議案の審議が終了いたしましたので、臨時委員の長谷川委員、齋藤委員、中根委員には御退席いただきます。どうもありがとうございました。

（臨時委員退席）

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

続きまして、第2号議案「尾張都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課担当課長 後藤俊治】

都市計画課担当課長の後藤でございます。よろしくお願いいたします。

恐縮でございますが、着座にて御説明させていただきます。

第2号議案「尾張都市計画道路の変更について」御説明いたします。

タブレットの第1号議案を閉じていただきまして、「第2号議案①」のファイルをお開きください。よろしいでしょうか。

議案書は1枚目から5枚目に、議案概要説明書は6枚目から8枚目に、図面は9枚目から11枚目でございます。

なお、紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は6ページから10ページ、議案概要説明書は2ページから4ページ、図面は第2号議案の図面番号1から3が該当箇所となります。

それでは、説明に移らせていただきます。

今回御審議いただく案件は、平成30年度に策定いたしました愛知県都市計画道路見直し方針に基づき、犬山市内及び春日井市内における長期未着手の都市計画道路について必要性を検証し、地元調整など準備が整った路線について、一部区間の廃止等の変更を行うものでございます。

初めに、モニターには、画面左の愛知県全図のうち、少し小さくなっておりますが、赤色四角で着色した犬山市、小牧市、春日井市といった尾張北部の総括図を映しております。

オレンジ色の丸印で示しておりますのが市役所でございます。画面中央上寄りに犬山市役所、同じく中央下寄りに春日井市役所を示しております。

今回一部区間の廃止を行う路線は、赤色三重線の枠で名称表示している3路線でございます。また、緑色三重線の枠で名称表示している2路線につきましては、県の変更と同時に市決定で一部区間の廃止等を行う路線でございます。その他の赤色一本線の枠で名称表示している8路線は、県決定、市決定の一部区間の廃止等に合わせて、交差箇所数などの関連変更を行う県決定路線となっております。

本議案につきましては、最初に、一部区間の廃止を行う県決定の3路線について御説明いたします。その後、関連変更を行う県決定の8路線につきましては一括で御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一部区間の廃止を行う3路線につきまして、順に御説明いたします。

まず、名古屋犬山線及び犬山大橋線の2路線でございます。

モニターには、図面番号2の犬山市西部の計画図を映しております。

画面左から上へ白黒の点線で走っておりますのは名鉄小牧線、画面上部に犬山駅、画面中央に羽黒駅がございます。画面下から右へ青色の実線で走っておりますのは国道41号、そして、画面中央黄色及び赤紫色の線で点滅表示しておりますのが3・4・41号名古屋犬山線でございます。当路線は、昭和37年に名古屋方面への交通を円滑に処理するため都市計画決定され、現在は計画幅員18mの幹線街路となっております。

同じく画面中央、黄色及び赤紫色の線で点滅表示しておりますのが3・4・58号犬山大橋線でございます。当路線は、昭和25年に主要地方道春日井各務原線の拡幅として都市計画決定され、現在は、計画幅員16mの幹線街路となっております。その後でございますが、当初見込んでいた廃止区間沿線での市街地開発や面的整備が進まなかったことなどから、両路線とも未整備となっており、今後も整備が見込まれません。

また、モニターに現地写真を表示しておりますように、当該区間の周辺には五郎丸前原線が現況幅員約16m、主要地方道春日井各務原線が現況幅員13mで存在しており、両路線により犬山市から名古屋方面への道路ネットワーク機能が確保されていることから、名古屋犬山線のうち、黄色の線で点滅表示しております約1,970mの区間及び犬山大橋線のうち黄色の線で点滅表示しております約450mの区間について廃止するものでございます。

続いて、モニターには図面番号3の春日井市南部の計画図を映しております。

画面下から右上へ白黒の点線で走っておりますのはJR中央本線、画面下から上へ青色の実線で走っておりますのが国道19号、そして、庄内川の北側で黄色及び赤紫色の線で点滅表示しておりますのが3・5・97号松河戸線でございます。

当路線は、昭和38年に市街地拡大に伴う名古屋方面との間で増加する自動車交通を円滑に処理するため都市計画決定され、現在は延長約2,060m、計画幅員12mの幹線街路となっております。その後でございますが、当路線の都市計画決定後、名古屋環状2号線が都市計画決定、整備されたことにより、当路線に期待されていた交通処理機能は大きく変化したため未整備となっており、今後も整備が見込まれません。

モニターには現地写真を表示しておりますが、同位置には県道松河戸西枇杷島線が現況幅員10mで供用されており、当路線沿線での交通は円滑に処理されているため、松河戸線のうち、黄色の線で点滅表示しております約1,830mの区間につきまして廃止するものでございます。

続きまして、関連変更について御説明いたします。

モニターには図面番号1の総括図を改めて映しております。

冒頭でも御説明いたしましたとおり、総括図では一部区間の廃止を行う県決定3路線を赤色三重線の枠で名称表示しております。また、今回、犬山市では1路線の一部区間の廃止、春日井市では1路線の全線廃止の手続きが市決定で同時に進められており、それらの廃止路線は緑色三重線の枠で名称表示しております。これら計5路線の一部区間の廃止等に合わせ、赤色一本線の枠で名称表示をしております8路線で関連変更を行います。

点滅しております4路線が一部区間の廃止に伴い起点等が変更になるため、名称、位置及び構造が変更される路線となっております。

交差箇所数が増えるのは、点滅しております4路線となっております。

交差箇所数の変更について、一例を用いて御説明させていただくため、図面番号3の計画図を改めて映しております。

国道19号と松河戸線との交差部を赤丸で囲っておりますが、松河戸線の一部区間の廃止に伴い、国道19号については都市計画道路との交差箇所数が1か所減となるため、計画書の記載事項であります幹線街路との平面交差箇所数を1か所減らす変更を行います。

以上が、犬山市及び春日井市の都市計画道路の変更の説明でございます。

なお、これらの案件につきまして、都市計画法第17条の規定に基づき、令和4年4月8日から4月22日までの間公衆の縦覧に供しましたところ、2団体、計2通の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解につきまして御説明いたします。ここからは主にタブレットを御覧いただきながら御説明いたします。

お手元のタブレットの「第2号議案②」のファイルをお開きいただきまして、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を御覧ください。

紙資料をお持ちの方につきましては、最後に同じものを添付しております。なお、モニターにも同じ資料を映させていただきます。

今回提出されました各意見の要旨を取りまとめ、都市計画道路見直しの進め方に関することとして整理いたしました。

画面を左へ1枚スワイプしていただき、都市計画道路見直しの進め方に関することについて御説明いたします。

番号1は、路線廃止に合わせて用地地域等の変更がなされていないが、これらの変更は同時並行に行うべきであるという御意見でございます。これに対する見解といたしまして

は、都市計画道路の廃止に関連して行うべき区域区分や用途地域などの変更は、県や市町村にて同時に手続を進めることとしております。尾張都市計画道路の変更に伴い、犬山市で必要な用途地域の変更手続を市決定にて同時に行っておりますという見解でございます。

番号2は、路線廃止の理由として、周辺道路網の代替性で廃止するならば、もっと大胆に廃止を進めていくべきである。将来交通量推計を公表するべきであるという御意見でございます。これに対する見解といたしましては、愛知県都市計画道路見直し方針に基づいた検証作業では、周辺道路網の交通機能の代替性だけでなく、市街地形成機能及び空間機能の必要性や、歴史・文化資源及び環境等の影響についても、地域の特性を考慮し総合的に評価を行うこととしております。交通機能の代替性の検証に当たっては、交通量や混雑度を推計しておりますが、これらは検討または協議に関する情報であり、かつ、検証を行う際の評価指標の一つでもあるため、総合的な評価に対する誤解を招くおそれがあり、公表しておりませんという見解でございます。

番号3は、部分的に事業着手している路線であっても、事業着手できていない区間は見直し対象とすべきであるという御意見でございます。これに対する見解といたしましては、愛知県都市計画道路見直し方針に基づき、主要な道路との交差点などで区間を設定し、区間単位で未着手の場合は見直し対象としておりますという見解でございます。

番号4は、地元説明会の周知、説明方法、質疑内容の公表について、県としての標準手法を示し、市町村による差をなくすべきであるという御意見でございます。これに対する見解といたしましては、都市計画法第16条や都市計画運用指針では、都市計画の案を作成しようとする場合には、説明会や公聴会等を開催し、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることが定められております。市町村が実施する説明会の周知、説明方法、質疑の内容の公表につきましては、法令の趣旨に沿った実施方法であると認識しておりますが、市町村では独自の取組としてホームページ等を活用するなどして情報提供を行っておりますという見解でございます。

番号5は、県都市計画課のホームページで公表している「愛知県内市町村別都市計画道路（幹線街路）整備状況」について、未整備区間の情報も公開すべきである。また、整備状況を最新に更新すべきであるという御意見でございます。これに対する見解といたしましては、区間ごとの詳細な情報につきましては、市町村または道路管理者にお尋ねいただくことで御確認いただけます。「愛知県内市町村別都市計画道路（幹線街路）整備状況」については、年1回市町村に整備済延長を照会し、集計後、速やかに結果を公表しており

ますという見解でございます。

番号6は、旧都市計画法のもとで計画決定され長期間着手されなかったことで、土地所有者は土地の処分に大きな制約を課されてきた。都市計画道路の廃止による固定資産税の増加をなくす特別措置を定めるべきであるという御意見でございます。これに対する見解といたしましては、税務担当部署に確認したところ、都市計画道路の建築制限に起因して固定資産税額が減額されていた場合、都市計画道路の廃止によって減額されていない税額に変更されることとなります。変更された税額がもとの税額に対して一定の限度を超えて増加する場合は、税負担の激変を緩和するため、地方税法附則において段階的に税額が増加するような負担調整措置が設けられておりますという見解でございます。

番号7は、令和3年度に変更された一宮市、稲沢市及び江南市の道路と今回の犬山市及び春日井市の道路は、尾張都市計画道路変更案として一括で審議するべきであるという御意見でございます。これに対する見解といたしましては、都市計画法第21条では、都市計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該都市計画を変更しなければならないとされていることから、地元調整が整ったところから手続を行っておりますという見解でございます。

以上が、意見書の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

なお、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、犬山市及び春日井市に意見照会しましたところ、異存ない旨の御回答を得ております。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第2号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第3号議案「半田市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【知多建設事務所建築課長 石原徳夫】

知多建設事務所建築課長の石原でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

第3号議案「半田市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速でございますが、タブレットで第3号議案をお開きください。

議案書は1ページから3ページ、議案概要説明書は4ページから5ページ、図面は図面番号1から3を御覧ください。

紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は11ページから13ページ、議案概要説明書は5ページから6ページ、図面は第3号議案の図面番号1から3となっております。

それでは、議案概要説明書に沿って説明させていただきます。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

申請者は、豊田メタル株式会社代表取締役松本忠。

名称は、豊田メタル株式会社。

敷地の位置は、半田市日東町1番2他5筆。

敷地面積は、83,458.20㎡。

建築物は、既設55棟で、延べ面積の合計は1万4,746.85㎡でございます。

申請者は、平成4年に産業廃棄物処理施設の廃プラスチック類の破碎施設の1日当たりの処理能力306t、一般廃棄物処理施設のごみ処理施設の1日当たりの処理能力、破碎でございしますが、323tに係る建築基準法第54条ただし書の規定による許可を受け、当該申請地において中間処理を行っています。

このたび、廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、処理能力の変更等を計画したところ、変更後の処理能力が基準及び当初許可を受けた処理能力の1.5倍を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要になったものでございます。

なお、一般廃棄物の処理能力の変更及び敷地の拡張についてでございますが、令和4年1月14日に半田市都市計画審議会において御審議いただき、都市計画上支障がないものと認められております。

次に、図面番号1の総括図を御覧ください。

図面右側中央の赤で示した、建設地と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷

地は半田市の東部に位置し、半田市役所より東へ約 1.9 kmの工業専用地域に位置しております。

次に、図面番号 2 の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤枠斜線で示した部分です。周囲の状況は、北側は市道日東 3 号線、東側及び南側は衣浦港、西側は工場がございます。建設地周辺の建築物は全て工場施設となっております。

次に、図面番号 3 の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地境界線、黄色の塗りつぶしが対象となる既設建築物、灰色の塗りつぶしがその他の既設建築物、紫色の線が廃棄物処理施設である破砕機でございます。建築物は全て既設の建築物になります。敷地への車両出入口は、黒い三角印で示してございます。

敷地の周囲には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めております。さらに、従業員用、営業車両用及び来客用駐車場を敷地内に確保し、かつ、搬出入車両の待機場を適切に確保するなど、搬出入計画においても周辺への影響を少なくするよう計画をしております。

以上で計画図の説明を終わらせていただきます。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、大気質、騒音、振動、悪臭及び水質の項目は環境保全目標をクリアしております。

また、関係市である半田市長から、支障ない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

【委員（椙山女学園大学准教授 川野紀江）】

資料の P 5 というところを見ているんですけども、ここに書いてある小型シュレッダー棟 1 というのは、建築面積に比べて延べ面積が小さいということで、屋根だけがかかっているという部分がある程度ある建物なのかなと考えるんですけども、この建物の処理量が多くなったときに、音の問題なのか、周辺への影響というのは特に問題ないでしょうか。この建物の形状のところからちょっと疑問がありましたので、お尋ねいたします。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

事務局、回答いただけますでしょうか。

【知多建設事務所建築課長 石原徳夫】

知多建設事務所でございます。

冒頭聞こえたのが、建築面積が延べ面積よりも若干大きいというお話をいただきまして。

建築面積が大きいところといいますのは、例えばひさしの部分ですね。主に平屋建ての建物が多いですが、ひさしの部分というのが、延べ床面積は入りませんが建築面積に入ることがございますので、そうした部分かと思えます。

もう1点の……。

【委員（椋山女学園大学准教授 川野紀江）】

すみません。そのように思いましたので、ひさし部分じゃないところに何か新しい粉碎処理能力が増えるというのが、ひさし部分のところに関してあると何か問題はないのかという質問なんです。室内で行われるということだったら、問題ないのかなと思います。

【知多建設事務所建築課長 石原徳夫】

失礼いたしました。知多建設事務所でございます。

あくまでも壁の内部の、とりわけ破砕機が、黄色の建物が建築物でございますが、破砕機は建物のほぼ中央の紫の破線のところが破砕機でございます。それから、実際処理を行うのはひさしなどの部分ではございませんので、あくまでも建築物の中でございます。

【委員（椋山女学園大学准教授 川野紀江）】

わかりました。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

ほかには御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第3号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第3号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第4号議案「武豊町における特殊建築物の敷地の位置について」を上程い

たします。

県当局の説明を求めます。

【知多建設事務所建築課長 石原徳夫】

引き続きまして、知多建設事務所建築課長の石原でございます。説明させていただきます。

第4号議案「武豊町における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速でございますが、タブレットで第4号議案をお開きください。

議案書は1ページから3ページ、議案概要説明書は4ページ、図面は図面番号1から3を御覧ください。

紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は14ページから16ページ、議案概要説明書は7ページ、図面は第4号議案の図面番号1から3となっております。

それでは、議案概要説明書に沿って説明させていただきます。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

申請者は、株式会社エイゼン代表取締役永田喜裕。

名称は、北山リサイクルセンター。

敷地の位置は、知多郡武豊町字二ツ峯361番他3筆。

敷地面積は、6,216.35㎡。

処理施設の能力は、刈草及び剪定枝の破砕を1日当たり31.26t、木くずの破砕を1日当たり51.22tとなっております。

建築物は、延べ面積1,770.29㎡の破砕処理棟が1棟でございます。

従前の土地の状況といたしましては、地目は田となっており、現況も田として利用されています。

申請者は、平成10年より主に一般産業廃棄物である刈草及び剪定枝と産業廃棄物である木くずの処分を行ってきており、循環型社会の構築のため、資源の有効活用を行ってきました。

このたび、廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、市街化調整区域における木くずの破砕施設の処理能力が1日当たり5tの基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要になったもので

ございます。

なお、公害対策には万全を期するとともに敷地内の緑化に努め、環境には十分配慮する計画でございます。

また、一般廃棄物の破碎につきましては、令和4年4月27日に武豊町都市計画審議会において御審議いただき、都市計画上支障がないものと認められております。

次に、図面番号1の総括図を御覧ください。

図面中央の赤で示した、建設地と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は武豊町の北西部に位置し、半田インターチェンジより南西へ直線距離で約2.3kmの市街化調整区域に位置しております。

次に、図面番号2の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央やや左の赤枠斜線で示した部分です。周囲の状況は、南側が武豊町道本宮山線、北側及び西側は農地、東側は鶏舎がございます。住居につきましては、最も近い住居が建設地の北東側にあり、直線距離で約100mでございます。

次に、図面番号3の計画図を御覧ください。

この図面は、敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地境界線、黄色の塗りつぶしが今回新築する建築物、建物内の中央の紫色の線が廃棄物処理施設である破碎機でございます。敷地への車両出入口は、黒い三角印で示してございます。

敷地の周囲には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めております。さらに、従業員用及び搬出入車両用の駐車場を敷地内に確保し、かつ、搬出入車両の待機場所を適切に確保するなど、搬出入計画においても周辺への影響を少なくするよう計画しております。

以上で計画図の説明を終わらせていただきます。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、大気質、騒音、振動、悪臭の項目は環境保全目標をクリアしております。

また、関係市町村である武豊町長からは、支障ない旨の意見書の提出を受けております。以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第4号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三)】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第4号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第5号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

事務局から説明を求めます。

【岡崎市都市政策部建築指導課長 根本健一】

岡崎市都市政策部建築指導課長の根本でございます。よろしくお願いいたします。

座って失礼いたします。

第5号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

早速でございますが、タブレットで第5号議案をお開きください。

議案書は1ページから3ページ、議案概要説明書は4ページ、図面は図面番号1から3を御覧ください。

紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は17ページから19ページ、議案概要説明書は8ページ、図面は第5号議案の図面番号1から3となっております。

本案件は、特定行政庁である岡崎市長が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

それでは、議案概要説明書を御覧ください。

申請者は、株式会社リングス代表取締役白井健一。

名称は、アルクス中間処理施設。

敷地の位置は、岡崎市下青野町字太田川原30番1。

敷地面積は、1,298.03㎡でございます。

処理施設の処理能力は、汚泥の脱水を1日当たり50㎡となっております。

建築物は、中間処理施設棟及び事務所棟の2棟で、延べ面積の合計は533.60㎡でございます。

従前の土地の状況として、地目は雑種地となっており、駐車場として利用されておりました。

申請者は、令和2年に岡崎市内で産業廃棄物処分業及び産業廃棄物収集運搬業を行う会社を設立し、このたび、申請地に汚泥脱水施設及び廃油油水分離施設を計画しており、新たに行う汚泥の脱水処理能力が工業専用地域における1日当たり30 m³の基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要になったものでございます。

次に、図面番号1の総括図を御覧ください。

図面左下の赤丸で示した、建設地と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は岡崎市の南西部に位置し、岡崎支所から南西に直線距離で約4 km、六ツ美支所から南に直線距離で約1 kmの工業専用地域内に位置しております。

次に、図面番号2の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分でございます。また、敷地の状況は、周囲を工場及び倉庫に囲まれ、その北西側には都市計画道路3・4・23号岡崎一色線が通っております。

次に、図面番号3の計画図を御覧ください。

この図面は、敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地の外周、黄色で塗りつぶしが建築物、紫色の破線が廃棄物処理装置である脱水装置でございます。敷地への出入りは、南側の幅員5 mの市道下青野上三ツ木2号線からでございます。図面では黒い三角印で表示してございます。

1 mセットバックして、承認工事により6 mの道路幅員に拡幅し、通行上支障のないように配慮しております。車両に関連して、従業員駐車場を敷地内に確保し、また、搬出入車両が待機できる専用の駐車場を確保する等、搬出入計画についても周辺への影響が出ないように配慮しております。敷地の周囲には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めております。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音、振動、悪臭、排水等は全て環境保全目標をクリアしております。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第5号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第5号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第6号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

岡崎市の説明を求めます。

【岡崎市都市政策部建築指導課長 根本健一】

引き続き、岡崎市建築指導課長の根本でございます。よろしくお願いいたします。

第6号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

タブレットの第6号議案をお開きください。

議案書は1ページから3ページ、議案概要説明書は4ページ、図面は図面番号1から3を御覧ください。

紙資料をお持ちの方につきましては、議案書は20ページから22ページ、議案概要説明書は9ページ、図面は第6号議案の図面番号1から3となっております。

本案件は、特定行政庁である岡崎市長が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

それでは、議案概要説明書を御覧ください。

申請者は、有限会社矢田石材店取締役矢田敏起。

名称は、矢田石材店破砕処理施設。

敷地の位置は、岡崎市榎山町字野中2番3他8筆でございます。

敷地面積は、1,943.63㎡でございます。

処理施設の処理能力は、がれき類の破砕を1日当たり320tとなっております。

建築物は、事務所棟の1棟で、延べ面積の合計は12.58㎡でございます。

従前の土地の状況として、地目は田畑等となっておりますが、現在は耕作されておらず、土地利用はされておられません。

申請者は、岡崎市内で石材店を営んでおり、墓石の製造・販売・既存墓石の解体処理を行っております。このたび、産業廃棄物の処理の効率化を図るため、新規に産業廃棄物を処理する施設を計画しましたところ、市街化調整区域におけるがれき類の破砕処理能力が

1日当たり5tの基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号1の総括図を御覧ください。

図面右上の赤丸で示した、建設地と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は岡崎市の東部に位置し、額田支所から西に直線距離で約1.3kmの市街化調整区域内に位置しております。

次に、図面番号2の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分でございます。また、凡例のその他として示した建築物は、建設地の南側にある福祉施設と岡崎東インターチェンジの施設となっております。敷地の状況は、南西側には市道桜井寺檜山線及び新東名高速道路が北側、東側は畑、西側は駐車場となっております。

次に、図面番号3の計画図を御覧ください。

この図面は、敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物、紫色の線が廃棄物処理装置である破碎機でございます。敷地への出入りは、南西側の幅員6mの市道桜井寺檜山線からでございます。図面では黒い三角印で表示してございます。

道路敷の乗り入れ部分は未舗装のため、承認工事により整備を行います。車両に関連して、従業員駐車場を敷地内に確保し、また、搬出入車両が待機するための駐車場も敷地内に確保する等、搬出入計画についても周辺への影響が出ないように配慮しております。敷地の周囲には、緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、青色の線上に塀を設け、環境整備に努めております。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音、振動等は全て環境保全目標をクリアしております。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

【委員（椋山女学園大学准教授 川野紀江）】

すみません。最後の計画図を拝見しているんですけども、ちょっと教えていただきたい

いんですが。

この公害防止上有効な塀というのは、どのような公害に対して配慮したものなのかということと、塀の高さなど、何か基準があるようでしたら、どのように適用しているのか教えてください。

【岡崎市都市政策部建築指導課長 根本健一】

岡崎市建設指導課でございます。

お尋ねの件でございますけれども、公害防止対策上有効な塀はどのようなものかという御質問でよかったですかと思えます。

具体的には、高さ3mの鋼鉄製の塀を設けることとしておりまして、破碎施設の保管については2mということで、保管物よりも高い塀の高さということで、環境に配慮しているということになります。

【委員（椋山女学園大学准教授 川野紀江）】

わかりました。ありがとうございます。

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

ほかには御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第6号議案につきまして、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ありがとうございます。御異議ないものと認めまして、第6号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたりまして御審議いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

【事務局（都市計画課主査 河合洋岳）】

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の第1回都市計画審議会を終了いたします。

（閉会 午後3時6分）